

公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象		公費負担の限度額	
1. 一般運送契約 (ハイヤー等)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	各日について 64,500円
2. 一般運送契約以外の契約	イ. 自動車借入契約 (レンタル)※	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	各日について 15,800円
	ロ. 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(代替車を含む)	7,560円×選挙運動の日数
	ハ. 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日について1人に限る)	各日について 12,500円

1の契約と2の契約はどちらかを選択